地域路線網に属する高速道路の指定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公告第10号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第３項の規定により、地域路線網に属する高速道路を平成29年３月31日に次のとおり指定したので、公告する。

平成29年４月21日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理事長　勢山　**廣**直

地域路線網に属する高速道路

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第３項の当機構が指定する高速道路について、その一部を次のとおり変更する。

変更前

地域路線網の名称	当該地域路線網に属する高速道路
首都高速道路に係る地域路線網	都道首都高速１号線、都道首都高速２号線、都道首都高速２号分岐線、都道首都高速３号線、都道首都高速４号線、都道首都高速４号分岐線、都道首都高速５号線、都道首都高速６号線、都道首都高速７号線、都道首都高速８号線、都道首都高速９号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海二丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋戸田線、神奈川県道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線、横浜市道高速１号線、横浜市道高速２号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線及び川崎市道高速縦貫線
阪神高速道路のうち阪神圏に係る地域路線網	大阪府道高速大阪池田線、大阪府道高速大阪守口線、大阪府道高速大阪東大阪線、大阪府道高速大阪松原線、大阪府道高速大阪堺線、大阪府道高速大阪西宮線、大阪府道高速湾岸線、大阪府道高速大和川線、大阪市道高速道路森小路線、大阪市道高速道路西大阪線、大阪市道高速道路淀川左岸線、兵庫県道高速大阪池田線、兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速大阪西宮線、兵庫県道高速湾岸線、神戸市道高速道路２号線、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線並びに神戸市道高速道路湾岸線のうち上り線については神戸市垂水区名谷町字入野から同区名谷町字権行司1183番２までの区間及び下り線については同区名谷町字入野から同区下畑町字松山1775番２までの区間及び神戸市道生田川箕谷線

変更後

地域路線網の名称	当該地域路線網に属する高速道路
首都高速道路に係る地域路線網	都道首都高速１号線、都道首都高速２号線、都道首都高速２号分岐線、都道首都高速３号線、都道首都高速４号線、都道首都高速４号分岐線、都道首都高速５号線、都道首都高速６号線、都道首都高速７号線、都道首都高速８号線、都道首都高速９号線、都道首都高速晴海線のうち東京都中央区晴海二丁目35番から同都江東区有明までの区間、都道首都高速11号線、都道首都高速葛飾江戸川線、都道首都高速板橋足立線、都道首都高速目黒板橋線、都道首都高速品川目黒線、都道高速湾岸線、都道首都高速湾岸分岐線、都道高速横浜羽田空港線、都道高速葛飾川口線、都道高速足立三郷線、都道高速板橋戸田線、神奈川県道高速横浜羽田空港線、神奈川県道高速湾岸線、埼玉県道高速葛飾川口線、埼玉県道高速足立三郷線、埼玉県道高速板橋戸田線、埼玉県道高速さいたま戸田線、千葉県道高速湾岸線、横浜市道高速１号線、横浜市道高速２号線、横浜市道高速湾岸線、横浜市道高速横浜環状北線、横浜市道高速横浜環状北西線、川崎市道高速縦貫線及び一般国道17号のうちさいたま市中央区円阿弥一丁目34番から上尾市大字堤崎字後谷362番までの区間
阪神高速道路のうち阪神圏に係る地域路線網	大阪府道高速大阪池田線、大阪府道高速大阪守口線、大阪府道高速大阪東大阪線、大阪府道高速大阪松原線、大阪府道高速大阪堺線、大阪府道高速大阪西宮線、大阪府道高速湾岸線、大阪府道高速大和川線、大阪市道高速道路森小路線、大阪市道高速道路西大阪線、大阪市道高速道路淀川左岸線、兵庫県道高速大阪池田線、兵庫県道高速神戸西宮線、兵庫県道高速大阪西宮線、兵庫県道高速湾岸線、神戸市道高速道路２号線、兵庫県道高速北神戸線、神戸市道高速道路北神戸線並びに神戸市道高速道路湾岸線のうち上り線については神戸市垂水区名谷町字入野から同区名谷町字権行司1183番２までの区間及び下り線については同区名谷町字入野から同区下畑町字松山1775番２までの区間、神戸市道生田川箕谷線、一般国道１号のうち大阪市鶴見区緑地公園566番から同市北区豊崎六丁目102番までの区間及び一般国道２号のうち神戸市東灘区向洋町東一丁目１番28から同市長田区西尻池町五丁目２番までの区間

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　茨城県医療機関企業年金基金

２．事業所の所在地　茨城県水戸市南町２丁目６番13号

３．理事長の氏名及び住所　鈴木　邦彦　茨城県常陸大宮市上町313番地

４．実施事業所の名称及び所在地　医療法人住吉クリニック　茨城県水戸市、医療法人社団青潤会青柳病院　茨城県水戸市、医療法人碧水会汐ヶ崎病院　茨城県水戸市、医療法人社団白帆会小川南病院　茨城県小美玉市、医療法人慈永会根本産婦人科医院　茨城県笠間市、医療法人清仁会清仁会病院　茨城県神栖市、医療法人三尚会高須病院　茨城県鉾田市、医療法人徳仁会丸山小児科・皮フ科　茨城県水戸市、医療法人弘仁会　茨城県水戸市、医療法人慈仁会川崎病院　茨城県常陸太田市、医療法人社団克仁会　茨城県ひたちなか市、医療法人　博仁会志村大宮病院　茨城県常陸大宮市、医療法人社団青燈会　茨城県那珂市、医療法人保内郷厚生会保内郷メディカルクリニック　茨城県久慈郡、医療法人直志会袋田病院　茨城県久慈郡、医療法人愛正会田尻ヶ丘病院　茨城県日立市、医療法人永慈会永井ひたちの森病院　茨城県日立市、医療法人芳医会瀧病院　茨城県北茨城市、医療法人愛正会やすらぎの丘温泉病院　茨城県高萩市、医療法人財団県南病院　茨城県土浦市、医療法人社団金山会　茨城県石岡市、医療法人社団博雅会滝田整形外科　茨城県石岡市、有限会社滝田メディカルサービス　茨城県石岡市、医療法人青々会松葉産婦人科　茨城県石岡市、医療法人杏仁会　茨城県筑西市、茨城県医療機関企業年金基金　茨城県水戸市、医療法人加瀬病院　茨城県ひたちなか市、一般社団法人茨城県医療法人協会　茨城県水戸市、一般社団法人茨城県病院協会　茨城県水戸市、一般財団法人茨城県メディカルセンター　茨城県水戸市、一般社団法人茨城県医師会　茨城県水戸市、医療法人清風会寿桂苑　茨城県坂東市、公益財団法人日立メディカルセンター　茨城県日立市、有限会社茨医会　茨城県水戸市、一般社団法人茨城県日立市医師会訪問看護ステーションひたち　茨城県日立市、医療法人社団寿徳会出津医院　茨城県鹿嶋市、茨城県医師国民健康保険組合　茨城県水戸市、有限会社太田メディカルサービス　茨城県常陸太田市、医療法人藤慈会　茨城県常陸太田市、社会福祉法人ひたちの森会　茨城県日立市、ホスピタル坂東　茨城県坂東市

５．設立認可年月日　平成29年４月１日

平成29年４月21日

茨城県水戸市南町２丁目６番13号
茨城県医療機関企業年金基金
理事長　鈴木　邦彦

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

１．基金の名称　民間放送企業年金基金

２．事務所の所在地　東京都千代田区紀尾井町３番23号文藝春秋西館６階

３．理事長の氏名及び住所　小松　伸生　愛知県名古屋市中村区平池町４―60―11